

第8回北原産業杯争奪社会人Aプールリーグ戦
開 催 要 項

1. 主 催 帯広アイスホッケー連盟
2. 後 援 帯広市教育委員会、帯広市体育連盟、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
3. 期 間 平成29年11月6日(月)～平成30年2月26日(月)
4. 場 所 帯広の森アイスアリーナ、帯広の森スポーツセンター
帯広市南町南7線56番地7 帯広の森運動公園内 TEL:0155-48-6256
5. 参加資格 (1) 平成29年度公益財団法人日本アイスホッケー連盟に登録したチームとし、帯広アイスホッケー連盟Aプールチームの役員、選手であること。
6. 競技規則 (1) IIHF 国際競技規則に基づく。
(2) 競技時間は、練習5分、各ピリオド正味20分、第1ピリオド終了後の休憩10分(整氷)、第2ピリオド終了後の休憩5分とし、1時間50分以内とする。
(3) チームのベンチ入り選手は22名以内(GK2名以内含む)とする。ただし、GKを除くプレーヤーは20名以内とする。
(4) GKについては1名でも可とするが、プレーヤーとの交替の猶予時間は認めない。なお、交替した時のスケートはプレーヤースケートも可とする。
7. 競技方法 2回戦総当り方式のリーグ戦を行う。
8. 順位の決定 (1) 勝点制で順位を決定する。
(2) 勝者に3点、敗者に0点、引き分けの場合は両チームに1点を与える。
(3) 勝ち点と同じ場合は、当該チームの対戦成績、得失点差、総得点、ペナルティ時間の順で、順位を決定する。
9. 試合日程 別 紙
10. 監主会議 平成29年10月17日(火)19:00 帯広の森アイスアリーナ
11. 参加料 (1) 1チーム105,000円を下記口座にチーム名で納金すること。
振込先 帯広信用金庫 開西支店 普通口座 227072
帯広アイスホッケー連盟競技委員会Aプール
(2) 納金は口座振込みのみとし、連盟事務局等での現金による納金は受付ない。
(3) 分割納入の場合は、前期として55,000円を10月31日(火)までに、後期として50,000円を12月8日(金)までに納入すること。
(4) 振込手数料を引いた金額の入金を認める。
12. 棄権による罰則 (1) 監主会議後、棄権を申し出るチームは本連盟にその理由を添えて通知するとともに不参加料105,000円を納入しなければならない。未納の場合は納入あるまで次大会への出場は認められない。
(2) 事前の棄権通知を怠り且つ不参加料金105,000円を納入しないチームはいずれの場合も今後の本連盟主催公式試合の出場は認められない。この出場停止の期間は

本連盟において別に審議決定する。

13. オフィシャル (1) オフィシャル担当チームは競技役員 4 名以上、ラインズマン 1 名を担当試合へ派遣するものとし、試合開始 15 分前まで集合すること。
(2) 各オフィシャル用具は責任をもって使用すること。
14. その他 (1) 対戦表の左側チームがザンボニー側のベンチとする。
(2) ホームチームは試合開始前にパック抽選で決定する。
(3) 各試合のオールメンバ表は、練習開始の 10 分前までにオフィシャルボックスに提出すること。
(3) 各チームで必ずスポーツ安全保険等傷害保険等に加入しておくこと。
(4) 選手・役員等の移動を含む本大会における事故・負傷・盗難等については、本連盟は一切の責任を負わないので、各チームが責任を持って予め対処すること。
(5) オフィシャルの派遣（競技役員およびラインズマン）において違反があった場合は、大会参加料と同額の反則金を徴収し、懲戒委員会において当該チームの参加資格等の懲戒措置を講ずるものとする。なお、反則金は 10 日以内に納入することとし、未納の場合は納入あるまで大会への出場を認めない。
(6) 個人情報および肖像権に関して
- ・ 主催者（及び共催者）は、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、参加申込書等より取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び結果（記録）発表、公式ホームページその他競技運営及びアイスホッケー競技に必要な連絡等に利用する。
 - ・ 本大会は、テレビ放送及びインターネット上で動画配信を行うことがある。
 - ・ 大会の映像・写真・記事・競技結果（記録）等は、主催者および主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。
 - ・ その他、主催者の許可に基づき、記念写真等が販売されることがある。
 - ・ 大会の映像・写真は、主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。
 - ・ 大会参加回答書の提出により、当該大会の参加にあたり上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。